

「ふれあいのまちづくり」事業要綱

1. 趣旨

地域におけるさまざまな人々が互いに助け合い、交流できるようにする「ふれあいのまちづくり」を地区社協が積極的に推進することにより、地域住民の連帯感を高め、もって活力ある福祉社会を創造することを目的とする。

2. 実施主体

各地区社会福祉協議会

市社協に対する申請・報告等は地区社会福祉協議会会長とするが、事業実施については民協や公民館等との共催でもよい。

3. 事業内容及び助成額

以下の事業に対する助成を行う。助成額については別表1のとおりとする。

- (1) 福祉講座 福祉的要素のある講座とすること。
(病気の予防、ねたきり老人の介護、障害児等への理解、在宅福祉サービス等)
- (2) さわふれ会食会 (ひとりぐらし老人等会食会)
- (3) 広報紙の発行 名称については問わないが、「〇〇地区社会福祉協議会」が住民にわかるよう配慮し、全戸配布を原則とする。
(公民館報等に地区社会福祉協議会の欄を設ける場合は、助成の対象としない。)
- (4) お弁当訪問活動 (要介護者等への配食と見守り活動)
要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるための一助として、配食による見守り活動を実施する。

附則 平成 3年4月1日から施行する。

附則 平成21年4月1日一部改正。

附則 平成28年4月1日一部改正。

附則 平成29年4月1日一部改正。

別表 1

事業名	助成額	備考
福祉講座	<u>地区開催のみ</u> 20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地区単位</u>で開催は年 1 回まで ・ <u>町内単位等</u>、複数回開催の場合は 10,000 円/回 ・ 同一町内での開催は年 1 回までとします。
さわふれ会食会	600 円/人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね前年実績人数での申請。新規の場合は事前協議をお願いします。 ・ 同一町内で開催は年 1 回までとします。 ・ 敬老会やイベント等での弁当配布等は助成の対象とはなりません。 ・ 関係者（お世話役）は、5 名もしくは対象者の 1 割のいずれか多い人数まで助成の対象とできます。
広報紙の発行	印刷経費の 8 割 事務経費 20,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 地区年 2 回までとします。 ・ 印刷単価等、経費の内訳については事前協議をお願いします。
お弁当訪問活動	700 円/人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 概ね前年実績人数での申請とし、新規の場合は事前協議をお願いします。 ・ 地区全体での実施が望ましいが、止むを得ず町内単位での実施となった場合も地区内の複数町で実施をお願いします。 ・ 同一町内での活動は年 1 回までとします。 ・ 単なる食材等の提供は助成の対象となりません。 ・ <u>関係者（お世話役）は、5 名もしくは訪問人数の 1 割のいずれか多い人数まで助成の対象とできます。</u>
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請額の 8 割を概算払いし、全ての事業実施後に精算払いします。 ・ 概算払い、精算払いとも全ての事業をとりまとめて支払いします。 ・ <u>同日で別の事業を行うことはできない。</u> 	